

(平成21年6月17日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係

2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年7月から62年3月まで

私は、申立期間当時は大学生であり、国民年金保険料の納付に関しての記憶はないが、自営業を営む両親が「あなたが20歳になったときにあなたの伯母があなたの国民年金の加入手続をし、国民年金保険料についても一緒に納付してくれていた。」と言っている。

保険料納付について証明するものは何も残っていないが、私の所持する年金手帳では申立期間は国民年金に加入していることになっているため、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録により、申立人の国民年金被保険者資格は、平成2年5月7日に取得処理されていることが社会保険業務センターにおいて確認できるのみであり、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、その時点では、申立期間は時効により、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、A支所保管の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の電算記録では共に、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は平成2年3月16日と記録されている上、国民年金被保険者名簿の徴収済記録欄では申立期間に斜線が記され、「大学生」の記載が確認できることから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は当該期間当時、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人自身は、国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の伯母は、既に死亡しているため、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人の伯母が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納

付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年4月から62年3月まで

私は、結婚した昭和56年4月ごろに、将来のことを考えて国民年金に加入した。その際、過去の未納保険料をどうするかということをお話し合っただけを覚えていて、納税組合に加入するまでは、私の妻が夫婦2人分の国民年金保険料を役場に持参し、定期的に納付していた。

申立期間について、妻は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の電算記録により、申立人の国民年金手帳記号番号の払出処理日は昭和62年12月26日とされていることが確認できるのみであり、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、この時点では、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の妻も、申立人の国民年金加入手続に係る記憶が明確ではない上、保険料の納付についても他の税金と合わせて役場で納めたとするのみで、申立期間当時、申立人の国民年金保険料の納付書が届いたか否か等は記憶していないとしており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間直後の昭和62年度の国民年金保険料については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出処理が行われた後の昭和63年3月31日付けで一括納付されていることが社会保険庁の電算記録により確認でき、申立人の「結婚したところに国民年金に加入し、加入後は保険料を

定期的に納付していた。」とする主張と相違している。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。